

## 令和6年度都立学校施設開放団体の新規受付について

### <施設概要について>

#### 1 グラウンド

- ① 大きさ 1,800㎡
- ② 開放可能種目 サッカー（半面）、フットサルなど
- ③ 開放曜日 土曜日の午前・午後、日曜日・祝日の午後

#### 2 体育館

- ① 大きさ 599㎡
- ② 開放可能種目 バスケットボール、ダンスなど
- ③ 開放種目 土曜日の午前、水曜日の夜間

#### 3 その他

グラウンド及び体育館共に、物品（球技用のポールやネット、ボールなど）の貸し出しはありません。

### <施設開放団体登録について>

学校施設を使用希望する場合は、団体登録（申請時期：年1回）していただく必要があります。

#### 1 団体登録の申請時期

令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで

#### 2 団体登録期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

※令和7年3月に仮設校舎へ移転予定のため、1月～3月まで間の学校開放はありません。

また、仮設校舎には体育施設がないため、令和7年度からの学校開放は予定しておりません。

#### 3 団体

登録できる団体は、別紙を御参照ください。

#### 4 優先利用

障害者団体の利用を優先させていただきます。

#### 5 登録を希望する場合

事前に経営企画室まで御連絡ください。

連絡先：都立中野特別支援学校経営企画室 学校施設開放担当 TEL 03-3384-7741

### <使用日決定までの流れ>

- 1 上半期・下半期ごとの使用希望日を提出していただきます。（詳細は別途通知）
- 2 希望日が重複している場合は、なるべく多くの団体が使用できるよう調整の上決定します。

別紙

(登録できる団体)

次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他、学校が設置する学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体

別表1 団体区分

団体区分	定 義
地域スポーツクラブ	区市町村に登録している「地域スポーツクラブ」の活動として利用する団体 スポーツ庁に「地域スポーツクラブ」として報告されている。
地域青少年スポーツ団体	「地域」※1に在住・在勤・在学する青少年（児童・生徒・高校生相当の18歳まで）を主な構成員とする10名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された10名以上の団体
地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
一般スポーツ団体	スポーツ活動を目的とした10名以上で構成された広域団体
障害者団体	障害のある人（支援者を含む。）で構成された5名以上の団体
学習文化団体※2	学習活動・文化活動を目的とした5名以上で構成された広域団体

※1 「地域」とは、開放校が所在する区市町村とする。ただし、所在地に隣接する区市町村を「地域」に含めることができ、その範囲は運営委員会で定める。

※2 学習文化団体には、体育施設を使用して活動する団体及び学習文化施設を使用して活動する団体の2種類がある。